

## ● 主な償却資産とその耐用年数

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令より抜粋)

資産の種類		細目	耐用年数	細目	耐用年数	
1	構築物及び建物附属設備	構築物	アスファルト舗装路面	10	広告用のもの 金属	20
			工場緑化施設	7	広告用のもの (その他)	10
		塀 ブロック造	15			
		塀 金属造	10			
	建物附属設備	電気設備 蓄電池電源設備	6	可動間仕切り 簡易なもの	3	
		電気設備 (その他)	15	可動間仕切り (その他)	15	
屋外給排水設備		15				
2	機械及び装置	食料品製造業用設備	10	輸送用機械器具製造業用設備	9	
		飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10	農業用設備	7	
		木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備	8	総合工事業用設備	6	
		パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12	道路貨物運送業用設備	12	
		石油製品又は石炭製品製造業用設備	7	倉庫業用設備	12	
		プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	8	運輸に附帯するサービス業用設備	10	
		ゴム製品製造業用設備	9	飲食料品小売業用設備	9	
		はん用機械器具製造業用設備	12	飲食店用設備	8	
		電気機械器具製造業用設備	7	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13	
		情報通信機械器具製造業用設備	8	太陽光発電設備	17	
		※平成20年度の税制改正により耐用年数省令が見直され、減価償却資産の耐用年数が大幅に改正されています。特に「機械及び装置」については、従来の390区分から55区分へと大幅に改正されました。詳細については省令をご覧ください。				
5	車両及び運搬具	フォークリフト	4			
※高さ:2.8m、長さ:4.7m、幅:1.7m、最高速度:15km/hの条件をひとつでもこえるものをいいます。基準内のものは、軽自動車税の対象となりますので、償却資産では、申告する必要はありません。						
6	工具	金型	2	治具及び取付工具	3	
		測定及び検査工具	5	切削工具	2	
	器具及び備品	事務机・事務いす 金属製	15	レジスター・タイムレコーダー	5	
		事務机・事務いす (その他)	8	複写機・ファクシミリ	5	
		応接セット 接客用	5	時計	10	
		応接セット (その他)	8	カメラ・映写機・望遠鏡	5	
		陳列だな・ケース 冷凍機付	6	写真制作機器	8	
		陳列だな・ケース (その他)	8	看板・ネオンサイン	3	
		テレビ・ステレオ音響機器	5	金庫 手さげ金庫	5	
		冷暖房用機器	6	金庫 (その他)	20	
		電気冷蔵庫・洗濯機	6	理容・美容機器	5	
		カーテン・座布団・寝具・繊維製品	3	手術機器	5	
		厨房用品 陶磁器・ガラス製品	2	歯科診療用ユニット	7	
		厨房用品 (その他)	5	パチンコ器	2	
		自動販売機・両替機	5	劇場観客用いす	3	
		電子計算機 パーソナルコンピュータ(サーバー用ものを除く)		4		
		その他		5		